

## 別添④

令和2年12月18日  
特定複合観光施設区域整備推進本部決定

特定複合観光施設区域整備推進本部におけるIR事業者等との接触のあり方に関するルール

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和2年12月18日特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。）に基づき、このルールを定める。

### （目的）

第1条 このルールは、特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「本部」という。）が、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）の施行の状況について検討を加える等の立場にあることから、本部員等及び事務局員等とIR事業者等との接触のあり方に関する厳格なルールを定め、厳正に実施することにより、公正性及び透明性の確保を徹底することを目的とする。

### （定義）

第2条 このルールにおいて、「本部員等」とは、特定複合観光施設区域整備推進本部長、特定複合観光施設区域整備推進副本部長、特定複合観光施設区域整備推進本部員及び特定複合観光施設区域整備推進本部長補佐をいう。

2 このルールにおいて、「事務局員等」とは、特定複合観光施設区域整備推進本部事務局（以下「事務局」という。）の事務局長及び職員をいう。

3 このルールにおいて、「IR事業者等」とは、IR整備法第5条第2項第3号に規定する設置運営事業等を行う者及び同法第143条第1項に規定するカジノ関連機器等製造業等を行う者等並びにこれらを行おうとする者等をいう。

4 このルールにおいて、「面談」とは、本部員等又は事務局員等とIR事業者等との面談であって、儀礼的な挨拶にとどまらず、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）第15条に規定する本部の所掌事務に関する具体的な話題に及ぶものをいう。

### （本部員等が行う面談）

第3条 本部員等が、IR事業者等と接触するときは、あらかじめ、面談に該当するかどうかについて確認するものとする。

- 2 前項の確認を行った結果、面談に該当することが分かったときは、本部員等は、当該面談に、部下の職員を同席させるものとする。

(事務局員等が行う面談)

第4条 事務局員等が、I R事業者等と面談を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について上司に報告し、了承を得た上で行うものとする。

- (1) 面談の日時
  - (2) 面談の場所
  - (3) 面談の相手方の所属、役職及び氏名
  - (4) 面談を受ける職員
  - (5) 面談の目的
- 2 前項の面談は、複数の事務局員等により対応するものとする。
  - 3 事務局員等が面談を行ったときは、速やかに、面談の内容を上司に報告するものとする。

(面談における留意事項)

第5条 面談は、原則として、庁舎内において行うものとする。ただし、I R整備法の実施のために必要な事務を行うために、庁舎外において施設の視察その他の情報収集を行う必要があると認められる場合は、この限りでない。

- 2 面談の時間設定や頻度については、特定のI R事業者等を優遇しているとの疑念を生じることのないよう、留意するものとする。
- 3 面談においては、I R事業者等への情報提供は、特定のI R事業者等に不当に有利又は不利にならないように、公平かつ公正に行うものとする。

(面談の記録の作成及び公表)

第6条 面談を行ったときは、別紙様式により、面談の記録を作成するものとし、その内容については、可能な限り、面談の相手方の確認を受けるものとする。

- 2 面談の記録は、I R整備法施行後最初にされる区域整備計画の認定の日から起算して10年を経過した日まで保存するものとする。
- 3 面談の記録は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があったときは、同法の規定に従い、不開示情報を除いて開示されるものとする。

(面談以外の接触における留意事項)

第7条 I R事業者等との電話、メール又はFAXによるやり取りについては、日程調整等の事務連絡、本部からの求めにより行われる情報又は資料の提供等にとどめるものとし、この場合であっても、原則として、個人の携帯電話等は使用しないものとする。

2 事務局員等は、I R 事業者等との電話、メール又は F A X のやり取りを行ったときは、上司に報告するものとする。

(適用期間)

第 8 条 このルールは、基本方針の決定日から適用する。

(別紙様式)

I Rに関する面談の記録

面談の日時	
面談の場所	
面談の相手方	
面談を受けた本部員等又は 事務局員等及び同席した 職員がいる場合はその職員	
面談の目的	
面談の内容	